

# クリエイティブ・コモンズとオープン・アクセス

上村圭介(国際大学GLOCOM)

クリエイティブ・コモンズとは、2002年12月にスタンフォード大学のローレンス・レッシング教授らによって提唱された著作物の利用ライセンスである。このライセンスは、コンテンツの著作者が、コンテンツの利用者に対して、コンテンツの利用条件を提示するものになっており、コンテンツを公開、利用する際にもっとも基本的な「帰属表示の条件」、「非商用利用の条件」、「派生禁止の条件」、「共有条件継承の条件」という四つの条件の組み合わせで、ライセンスの内容を表現しているところに特徴がある。

これらの四つの組み合わせは理論上16通りあるが、実際に有効な利用条件は11通りになる。そして、この11通りの組み合わせの条件には、対応するライセンス文書が用意され、法的に著作者の権利を主張する(そして、利用者の権利を主張する)拠り所となっている。一方、コンテンツの利用条件がこのように標準化され、共通の枠組みによって表示されることで、利用者は、異なる作者が公開しているコンテンツであっても利用条件の把握が容易になる。

ところで著作権をめぐるのは、著作権保護期間の延長、「レコード輸入権」へむけた著作権法の改正、ファイル交換ソフトウェア利用者の摘発、開発者の逮捕などといった話題があるが、このように著作権をめぐる情勢は、コンテンツを利用する側よりも、コンテンツをもつ著作権者側へ大きく傾いている。

また、現在の技術的な手段を利用すると、著作権制度が作られたときには想定できなかったほど徹底的に行使することが可能になる。利用者は、著作権保持者によって定められた極めて強い制約の下でしか著作物を利用できなくなり、本来であれば認められていた私的複製のような利用までが制約されるという事例も聞かれる。著作物は本来さまざまな人に鑑賞され、評価されることで、その価値を発揮するものだが、このような営みも制約されてしまいかねない。

これまで単純にコンテンツを消費する消費者にすぎなかった利用者が、今では消費者であると同時にコンテンツを作り出す制作者になりつつある。このような利用者にとっては、ただ眺めることができるコンテンツだけでなく、自らそれを加工し、再利用できるコンテンツも同じように必要なのである。

クリエイティブ・コモンズのライセンスは、このような状態に「風穴」を開け、できるだけ再利用に制約を受けにくいコンテンツのプール、つまり創作物のコモンズを作り出しそうということを狙っている。11通りの利用条件のうちのどれであっても、クリエイティブ・コモンズの下で公開されたコンテンツは、誰でも自由に共有でき、再利用できる。

クリエイティブ・コモンズは、すべてのコンテンツに対して適用されるべきものではない。商用コンテンツ以外はまったく「フリー」なコンテンツしか認めないのでは、創作活動へのフィードバックを阻害することになる。創作活動というものが従来にない広がりを持ち、従来の著作権制度の前提が変わりつつある今、クリエイティブ・コモンズは、その両者間のバランスを見つけ、創作活動の連鎖を広げていこうという活動なのである。